

国民健康保険事業費納付金について

県の30年度予算をもとにシミュレーションを行ったところ、市町村から県に納付する国民健康保険事業費納付金の納付時期については、下記の方法によることを基本としつつ今後も検討を行う。

○納付月

8月から3月 計8回

○納付規模

「年間納付金額／納付月数」の均等納付

→8月～2月：13%、3月：9%

○納期限

10日

- すべての市町村において、7月には保険料の初回納期月を迎えるため、市町村に保険料が入ってくる期間を考慮し、8月から納付開始としたい。
- 月の納付日は、県から市町村への保険給付費等交付金の支払い等、県のキャッシュフローを考慮すると、月の月上旬納付が必要であるため、10日を納期限としたい。